

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1502号)

平成30年6月22日

横情審答申第1502号

平成30年6月22日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年2月16日道建第2871号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「主要地方道原宿六浦線（公田地区）地質調査委託報告書（平成17年12月）のうち防空壕調査に関する防空壕坑口・内部の写真及び防空壕の位置図・平面図・断面図・見取り図等の図面」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「主要地方道原宿六浦線（公田地区）地質調査委託報告書（平成17年12月）のうち防空壕調査に関する防空壕坑口・内部の写真及び防空壕の位置図・平面図・断面図・見取り図等の図面」を非開示とした決定のうち、別表2及び別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「主要地方道原宿六浦線（公田地区）地質調査委託報告書（平成17年12月）のうち防空壕調査に関する防空壕坑口・内部の写真及び防空壕の位置図・平面図・断面図・見取り図等の図面」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年12月15日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当し、その全部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 防空壕には複数の坑口を通して地下内部で繋がっているものや、敷地内に坑口がなくても別の敷地の坑口から繋がっているものなど、複数の土地にまたがって存在するものがあり、横浜市の所有する土地（以下「市有地」という。）に存在する防空壕でも、私有地に繋がっていることが想定される。
したがって、市有地も含め、調査対象範囲の全ての防空壕を一体のものと考え、本件処分を行った。
- (2) 防空壕の坑口・坑内の図面、写真等は、公にすると土地登記簿に記録されている情報等と照合することにより、当該防空壕が存在する土地の所有者が明らかになり、特定の個人を識別することができることとなるものであることから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

また、本件審査請求文書の中には、調査を行った委託業者の従事者が写っているものがある。当該写真のうち、写真に写る顔等で特定個人を識別できる部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

さらに、防空壕の坑口・坑内の図面、写真等は、個人の資産に関する情報であるとともに特定個人の私生活及び資産の内容に関する情報であって、公にすることにより個人の土地の評価・風評被害等への影響が懸念されるなど、個人の権利利益を害するおそれがあるため、特定の個人を識別することはできなくても、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2項第2号本文後段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

- (3) 防空壕の坑口・坑内の図面、写真等は、公にすることにより個人の土地の評価・風評被害等の影響が懸念されるなど、個人の財産等の権利利益を害するおそれがある。また、第三者に防空壕内へ侵入されるなどして平穏な生活が脅かされることや犯罪被害者となることなどによっても財産権が侵害されるおそれがあるため、条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部開示を求める。
- (2) 原宿六浦線（公田地区）調査報告書の調査対象範囲には、昭和15年に設立された旧第一海軍燃料廠の付属施設の一つである大船海軍共済組合病院（現栄共済病院。以下「旧海軍病院」という。）の跡地が含まれる。旧海軍病院時代の資料は、破棄されて当時の模様を知るすべがない。今回たまたま旧海軍病院跡地で防空壕調査が行われ、その一部が明らかになるとうとしている。本件審査請求文書は、戦時中の軍事関連の貴重な歴史資料としての公益性があり、市民の歴史遺産として永久保存すべきである。また、当該施設についても、現存する貴重な戦争遺跡として保存されるべきである。本件開示請求の目的は「歴史の一部を確定したい」という公益的なものである。
- (3) 実施機関は、非開示の理由を「個人の土地の評価等の影響が懸念されるなど公に

することで個人の権利利益を侵害するおそれがあるため」としているが、個人情報の範囲が曖昧・不明確であり、恣意的に本件処分がされている感を免れない。あらゆる情報が個人情報を含むとして非開示にされ、行政が保有する情報は原則開示するという本来の情報公開制度の趣旨が骨抜きにされるおそれが生じてくる。

今回の調査資料の作成にあたって、登記簿謄本を基に調査を行ったと思われるが、地権者の氏名が公開資料であるから、権利者の不利益情報としてあえて非開示すべきとする強い理由には相当しない。またある別の案件では、横浜市が行った地盤調査の結果を開示している。個人情報開示の基準をある程度明示する必要性を感じる。

- (4) 本件処分について、地権者の意見などを参考意見として聴取したかどうかも判断の基準となりうる。本件処分を行う上で手続き的に瑕疵が存在すると思われる。審査請求人としては開示の公益性に鑑み、全部開示すべきであると考えているが、少なくとも了解を得られた地権者、市の保有する地域については公開・開示すべきであると考えている。
- (5) 実施機関は、「特定の個人が識別され個人の権利利益を害するため非開示にした」としているが、当該防空壕の存在、平面図及び縦断図については、神奈川県が実施した高速横浜環状南線のアセスメント資料として既に公開されている。また、公開されているアセスメント資料が存在しているにもかかわらず、公開すれば「第三者が防空壕内に侵入し平穏な生活が脅かされる」との実施機関の主張は、非開示とするためにわざわざ該当する条文を持ち出してきたに過ぎない。もし侵入が心配なら柵をつくり施錠すれば済むことである。防空壕の存在が知られていることから何らかの不都合が発生したという事実は寡聞にして知らない。
- (6) また、実施機関は、「防空壕の坑口・坑内の図面、写真等の公開は特定個人の私生活・資産に関する情報であって非公開にした」としているが、当該地区の一部は墓地であるから開示したとしても直ちに全てが不利益になるとは一概には推定できない。不利益情報となるかどうかは個別的具体的に判断すべきである。

5 審査会の判断

- (1) 主要地方道原宿六ツ浦（公田地区）の道路整備事業に係る事務について
ア 実施機関は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、主要地方道原宿六ツ浦（都市計画道路上郷公田線。以下「本路線」という。）の道路整備事業を実施している。本路線は横浜市栄区上郷町地内の神戸橋交差点を起点とし、同区公田町

の桂町交差点に至る延長約3.2キロメートルの都市計画道路である。本路線の公田地区は延長約1.7キロメートルの区間であり、平成14年度から道路整備事業を進めている。そのうち約0.3キロメートルでトンネルが計画されており、トンネルの構造及び道路の構造等を検討するための資料として公田地区の地質状況を確認するために、委託により地質調査等を行った。

この調査は、用地取得済みの市有地のほか、道路整備に影響があると考えられる私有地も対象に井戸調査及び防空壕調査を行っている。井戸調査の調査項目は、地盤高の測定、水位測定及び採水と簡易な水質測定であり、防空壕調査の調査項目は、聞き取り調査、坑口位置現地確認調査、内部調査及び弾性波探査である。

イ 前述の調査を行った委託業者により主要地方道原宿六浦線（公田地区）地質調査委託報告書（平成17年12月。以下「調査報告書」という。）がまとめられ実施機関に報告されている。調査報告書のうち、防空壕調査の内容は次のとおりである。

(ア) 聞き取り調査

家屋周辺での防空壕所在有無、存在する場合は坑口の位置、坑口の形状、現在の所有者の確認

(イ) 坑口位置現地確認調査

聞き取り調査を基に坑口周辺の立地環境の把握、坑口寸法の計測、坑口状況の把握、坑内目視による奥行き・利用状況の把握、坑口の写真撮影

(ウ) 内部調査

坑道寸法・坑道地盤高の計測、ハンマー打診と目視観察による坑道内の地質及び壁面状況の確認、坑道内の写真撮影

(エ) 弾性波探査

弾性波探査により地下の地質構造や地下の空洞等を推定

(2) 本件審査請求文書について

ア 調査報告書は、本編及び巻末資料で構成されており、本件審査請求文書は、このうち、防空壕の図面及び写真であり、その内容は別表1のとおりである。地質調査等により存在が確認された防空壕は、調査報告書において「No. 1、No. 2・・・」という形でそれぞれ付番されている。

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして、本件審査請求文書の全部を非開示としている。

イ 開示請求書の記載から、審査請求人は、旧海軍病院に係る防空壕の図面及び写真

の開示を求めているものと解されるが、実施機関は、調査報告書において報告された全ての防空壕に係る図面及び写真を特定している。

この点について、当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、旧海軍病院の防空壕の範囲を明確に把握しておらず、旧海軍病院の防空壕のみに絞り込んで特定することは困難であったため、調査報告書のうちの全ての防空壕を特定したとのことであった。

一方、審査請求人の意見陳述において、当審査会が審査請求人に確認したところ、旧海軍病院に係る防空壕は、後述する高速横浜環状南線環境影響評価書資料編で調査された範囲と一致するとのことであった。調査報告書では、防空壕No.1からNo.4まで（以下「本件防空壕」という。）がこれに該当する。

当審査会が調査報告書を見分したところ、本件防空壕が旧海軍病院に係る防空壕であることが聞き取り調査の内容として記載されていることが認められた。

これらのことから、当審査会では、審査請求人が開示を求めるのは、本件防空壕に係る調査案内図、防空壕位置図（神奈川県資料）、調査報告書位置図、調査報告書平面図等、調査報告書写真、地質柱状図、弾性波探査解析結果及びボーリング調査結果であると判断し、以下これらに係る本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。また、本号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、市有地も含め、調査対象範囲の全ての防空壕を一体のものと考え、その全体が本号本文に該当するとして、非開示としたと説明しているため、当審査会で平成30年2月23日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(7) 地下にある防空壕の市有地部分と私有地部分の境界を判別するのは困難であり仮に市有地部分と私有地部分を明確に分けて開示・非開示の判断をするため

には、新たに測量を行い、正確な境界線を確定する必要がある。したがって、全ての防空壕を一体のものと考え本件処分を行った。

(イ) 本件審査請求文書の写真のうち、委託業者の従事者の顔が識別できる部分については、特定の個人が識別できる情報であることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当せず非開示とした。

また、本件審査請求文書の写真や図面については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものであり、本号本文に該当すると考えた。

ウ 市有地部分と民有地部分の境界を判別するのは困難であるとの実施機関の説明について、当審査会が、本件審査請求文書を見分したところ、防空壕No.3の一部については、道路建設予定範囲に係る部分であり、用地買収済みであるため、明らかに市有地であるといえることが認められた。

エ また、審査請求人は反論書において、本件防空壕に関する情報は高速横浜環状南線のアセスメント資料として公開されていると主張し、添付資料としてその写しを提出しているため、当審査会が確認したところ、本件審査請求文書の本件防空壕に係る情報の一部については、高速横浜環状南線（金沢区釜利谷町～戸塚区汲沢町（横浜市域））環境影響評価書資料編（平成6年12月神奈川県作成。以下「評価書」という。）に記載されており、評価書は、環境影響評価書として一般の縦覧に供されていた。評価書は、縦覧期間が終了した後も、神奈川県において閲覧することができる。評価書には、防空壕No.1及びNo.4の位置図、平面図、横断図、断面図並びに防空壕No.2及びNo.3の位置図の推定線及び坑口位置が記載されていた。

オ 以上を踏まえ、当審査会は次のとおり判断する。

(ア) ページ番号等について

本件審査請求文書の各ページのページ番号、図面及び写真の表題、写真番号、縮尺、方位並びに坑口の状況が分かる記述を除いた凡例は、個人に関する情報であるとはいえず、本号本文に該当しない。

(イ) 調査地案内図について

調査地案内図は、調査範囲を示す広域の地図であり、個人に関する情報とはいえず、本号本文に該当しない。

(ウ) 防空壕位置図（神奈川県資料）について

防空壕位置図（神奈川県資料）のうち本件防空壕の平面図は、個人に関する情報であって、土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。ただし、本件防空壕の実測線又は推定線は評価書に記載されている情報と同一であり、既に公にされている情報であるため、本号ただし書アに該当する。

防空壕位置図（神奈川県資料）の凡例のうち坑口の状況を示す部分は、土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。評価書では坑口の状況の記載はないため、当該情報は既に公にされている情報とはいえず、本号ただし書アには該当しない。

(エ) 調査報告書位置図について

調査報告書位置図のうち防空壕No. 2及び市有地部分を除くNo. 3の坑道の形状を示す部分は、個人に関する情報であって、土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。評価書の位置図では、防空壕No. 2及びNo. 3の位置並びに形状は推定線として示されているに過ぎず、本件の防空壕No. 2及びNo. 3と同一とは限らないため、当該情報は既に公にされている情報とはいえず、本号ただし書アには該当しない。

本件防空壕の調査報告書位置図の凡例のうち坑口の状況を示す部分は、土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。評価書では坑口の状況の記載はないため、当該情報は既に公にされている情報とはいえず、本号ただし書アには該当しない。

調査報告書位置図のうち本件防空壕に係る範囲、防空壕No. 1及びNo. 4の坑口の位置、坑道の位置及び坑道の形状並びに防空壕No. 2及びNo. 3の坑口の位置については、個人に関する情報であって、土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。ただし、評価書の位置図において、本件防空壕に係る範囲、防空壕No. 1及びNo. 4の坑口の位置、坑道の位置及び坑道の形状並びに防空壕No. 2及びNo. 3の坑口の位置は既に公にされている情報であるため、本号ただし書アに該当する。

調査報告書位置図の防空壕No. 3の一部は、道路建設予定範囲から明らかに用地買収済みの市有地であると判断できる。したがって、防空壕No. 3の市有地部分に係る坑道の位置は、個人に関する情報であるとはいえず、本号本文に該当

しない。

(オ) 調査報告書平面図等について

防空壕No. 2及び市有地部分を除く防空壕No. 3の調査報告書平面図等は、個人に関する情報であって、調査報告書位置図及び土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。評価書では、防空壕No. 2及びNo. 3の調査報告書平面図等に相当する図面は記載されていないため、当該情報は既に公にされている情報とはいえず、本号ただし書アには該当しない。

本件防空壕の調査報告書平面図等のうち坑内の状況や地質等の補足説明部分は、調査報告書位置図及び土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。評価書では、坑口及び坑内の状況並びに防空壕の地質等に関する情報の記載はないため、当該情報は既に公にされている情報とはいえず、本号ただし書アには該当しない。

防空壕No. 1及びNo. 4の調査報告書平面図等は、個人に関する情報であって、調査報告書位置図及び土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。ただし、これらの図面は評価書により既に公にされている情報であるため、本号ただし書アに該当する。

調査報告書平面図等の防空壕No. 3の一部は、道路建設予定範囲から明らかに用地買収済みの市有地であると判断できる。したがって、防空壕No. 3の市有地部分に係る調査報告書平面図等は、個人に関する情報であるとはいえず、本号本文に該当しない。

(カ) 調査報告書写真について

本件防空壕に係る調査報告書写真のうち委託業者の従事者の顔が写る部分及び本件防空壕に係る調査報告書写真の表題のうち個人名が記載されている部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アには該当しない。

本件防空壕に係る96ページの⑨⑩⑫⑬⑯⑰を除く調査報告書写真は、個人に関する情報であって、調査報告書位置図及び土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、また、明らかに市有地であると判断できない部分の情報又は民有地と思われる部分が含まれる可能性のある情報であることから、本号本文に該当する。評価書には、防空壕の写真は

なく、坑口及び坑内の状況が分かる情報もないため、当該情報は既に公にされている情報とはいえ、本号ただし書アには該当しない。

本件防空壕の調査報告書写真の表題のうち写真の内容を示す部分及び調査報告書写真のうち坑内の状況や地質等の補足説明部分は、調査報告書位置図及び土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。評価書では、坑口及び坑内の状況並びに防空壕の地質等に関する情報の記載はないため、当該情報は既に公にされている情報とはいえ、本号ただし書アには該当しない。

防空壕No. 1及びNo. 4の調査報告書写真の補足説明のうち「突き当りで左に折れる」など平面図の形状のみを説明している部分については、調査報告書平面図等と同様の情報であると解される。したがって、個人に関する情報であって、調査報告書位置図及び土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当するが、防空壕No. 1及びNo. 4の平面図は評価書により既に公にされている情報であるため、本号ただし書アに該当する。

本件防空壕の調査報告書写真のうち96ページの⑨⑩⑫⑬⑯⑰及びその補足説明は、調査報告書位置図及び調査報告書平面図等と照合すると明らかに市有地に係る部分のみで完結している。したがって、個人に関する情報であるとはいえず、本号本文に該当しない。

個人名及び写真の内容を示す部分を除く本件防空壕の調査報告書写真の表題は、その写真が調査報告書位置図又は調査報告書平面図等のどの部分を撮ったものなのかを示すのみの情報であり、個人に関する情報とはいえ、本号本文に該当しない。

(キ) 地質柱状図等について

本件防空壕の地質柱状図、弾性波探査解析結果及びボーリング調査結果は、個人の所有する土地の地質や地盤の状況という個人の資産に関する情報である。したがって、個人に関する情報であって、調査報告書位置図及び土地登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。評価書では、地質や地盤の状況に関する情報については記載がないため、当該情報は既に公にされている情報とはいえ、本号ただし書アには該当しない。

(ク) 実施機関は、別表1に示す文書について、個人の資産に関する情報であるとともに特定個人の私生活及び資産の内容に関する情報であって、公にすることにより個人の土地の評価・風評被害等への影響が懸念されるなど、特定の個人を識別することはできなくても、なお個人の権利利益を害するおそれがあると主張している。しかし、既に公にされている情報については、公にすることによってそのようなおそれがあるとはいえず、本号ただし書アの該当性の判断には影響しない。また、上記において本号本文に該当しないと判断した部分は個人の権利利益を害するおそれのある情報とはいえない。

(ケ) なお、上記(ア)から(ク)までにおいて本号本文に該当すると判断した部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とはいえず、本号ただし書イには該当しない。また、公務員等の職及び当該職務行為の内容に係る部分でもないことから、本号ただし書ウにも該当しない。

カ 以上のことから、本件審査請求文書のうち、別表2で示す部分は本号ただし書アに該当し、別表3に示す部分は本号本文に該当しない。

(4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 条例第7条第2項第2号の非開示事由に該当しないと判断した別表2及び別表3に示す部分の本号該当性について、以下検討する。

ウ 実施機関は、本件審査請求文書の全体が、公にすることにより、土地の評価・風評被害等への影響が懸念され、個人の権利利益が侵害されるおそれがあること、また、第三者に防空壕に侵入され、平穏な生活が脅かされる又は犯罪被害者となるおそれがあるため、本号に該当し非開示としたと説明している。この点について事情聴取で実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 所有者が当該土地を売却する際に、防空壕が地下に存在することを把握していれば、重要事項証明に記載する必要があると、土地価格に影響すること、また、防空壕の存在により、買主が不安を感じ、売買契約が成立しないことが考えられる。さらに、所有者が自分の土地の地下に防空壕が存在していることを把握しているとも限らない。これを公にすることにより、実施機関が、第三者同士

の契約に影響を及ぼしてしまうため、本号に該当する。

(イ) 以前、横浜市内の別の防空壕に犯罪者が侵入したことがあった。本件審査請求文書を公にすると、防空壕の位置、形状及び坑口・坑内の状況が第三者に知られることとなり、第三者が防空壕に侵入し、近隣住民が犯罪被害者等になるおそれが高まるため、本号に該当する。

エ 以上を踏まえ、別表 2 及び別表 3 で示した部分について、当審査会は次のとおり判断する。

(ア) 実施機関は、土地への風評被害等により、個人の権利利益が侵害されるおそれがあることを理由に本号に該当すると主張するが、本号の財産の保護とは、人の財産等を犯罪等の危険から保護し、又は当該危険等の社会的支障を除去することをいう。土地の評価・風評被害等の影響が懸念されるという実施機関の主張は、個人の権利利益が侵害されるおそれがあるという主張であり、犯罪等の誘発により不法に財産権が侵害され、秩序の維持に社会的支障が生ずるおそれがあるという主張ではないため、本号には該当しない。

(イ) また、実施機関は、防空壕に侵入されることにより、近隣住民が平穏な生活を脅かされる又は犯罪被害者となるおそれがあることを理由に本号に該当すると主張している。

しかし、防空壕の存在は評価書等によりすでに公にされている情報であり、また、別表 2 及び別表 3 で示した部分においても、坑口の状況は公にしないため、扉や柵で坑口が封鎖されていない防空壕等を特定することはできない。

したがって、これらの情報を公にすることにより、防空壕に侵入されるおそれが更に高まるとはいえず、本号には該当しない。

(ウ) 以上のことから、別表 2 及び別表 3 で示した部分は本号には該当しない。

(5) その他

開示請求書の記載内容から、審査請求人は報告書の目次の開示は求めていないものと解される。しかし、目次を閲覧することができなければ、審査請求人は報告書のうち、どの部分が特定され、どの部分が非開示となっているのかを知ることが困難なため、実施機関においては、開示の実施を行う際に、報告書の目次を情報提供することとされたい。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を非開示とした決定のうち、別表 2

及び別表 3 に示す部分を条例第 7 条第 2 項第 2 号及び第 4 号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

(別表1) 本件審査請求文書の内容

内容	分類	
調査地案内図	調査地案内図	
防空壕No. 1, No. 2, No. 3, No. 4位置図 (高速横浜環状南線環境影響評価書資料 神奈川県を参考に作成)	防空壕位置図 (神奈川県資料)	
公田地区防空壕坑口位置図	報告書位置図	
公田地区防空壕内部調査対象坑口位置図		
公田地区防空壕位置図		
位置平面図	調査報告書平面図等	
断面図		
防空壕の対策工施工対象範囲断面図		
防空壕の対策工施工対象範囲平面図		
防空壕充填範囲平面図		
断面位置図		
位置断面図		
平面図		
横断面図		
縦断面図		
見取り図		
測点位置図		
坑口状況写真		調査報告書写真
坑口推定所在地付近状況写真		
坑道内部状況写真		
坑内測量状況写真		
弾性波探査 (高密度表面波探査) 写真		
地質柱状図	地質柱状図	
弾性波探査測線位置図	弾性波探査解析結果	
弾性波探査解析結果		
弾性波探査解釈断面図		
地質断面図	ボーリング調査結果	
既往ボーリング柱状図		

(別表2) 条例第7条第2項第2号ただし書アに該当し、開示すべき部分

ページ	開示すべき部分
35	位置図のうち防空壕No. 1からNo. 4までの平面図
38	位置図のうち防空壕No. 1からNo. 4までに係る範囲及び防空壕No. 1からNo. 4までの坑口の位置
41	位置図のうち防空壕No. 1からNo. 4までに係る範囲及び防空壕No. 1からNo. 4までの坑口の位置
65	位置図のうち防空壕No. 1からNo. 4までに係る範囲並びに防空壕No. 1及びNo. 2の坑口の位置
67	位置図のうち防空壕No. 1からNo. 4までに係る範囲並びに防空壕No. 1、No. 2及びNo. 4の坑口の位置
70	平面図及び平面図の形状を説明する補足説明
73	平面図及び平面図の形状を説明する補足説明
103	位置図のうち防空壕No. 1からNo. 4までに係る範囲（防空壕No. 2及び防空壕No. 3の坑道を示す部分を除く。）及び防空壕No. 1からNo. 4までの坑口の位置
104	位置平面図のうち防空壕No. 4に係る部分及び防空壕No. 4の断面図
105	位置平面図のうち防空壕No. 4に係る部分及び防空壕No. 4の断面図
111	平面図のうち防空壕No. 4に係る部分
巻末資料	No. 2・No. 3・No. 4 防空壕位置平面図のうち防空壕No. 4に係る部分
巻末資料	防空壕断面位置図のうち防空壕No. 4に係る部分
巻末資料	防空壕No. 4位置断面図
巻末資料	防空壕No. 4平面図
巻末資料	防空壕No. 4横断図
巻末資料	防空壕No. 4縦断図
巻末資料	防空壕No. 1見取り図（内部の状況を示す記述を除く。）
巻末資料	防空壕No. 4測点位置図

※ 資料編にはページ番号が付されていないため、資料編のページ番号はすべて巻末資料としている。

(別表3) 条例第7条第2項第2号本文に該当せず、開示すべき部分

ページ	開示すべき部分
-	調査地案内図
35	ページ番号、図面の表題及び凡例（坑口の状況が分かる記述を除く。）
38	ページ番号、図面の表題、縮尺及び凡例
41	ページ番号、図面の表題、縮尺及び凡例（坑口の状況が分かる記述を除く。）
43	ページ番号及び写真の表題
44	ページ番号及び写真の表題
45	ページ番号及び写真の表題
46	ページ番号及び写真の表題
47	ページ番号及び写真の表題
61	ページ番号及び写真の表題（個人名を除く。）
62	ページ番号及び写真の表題
63	ページ番号及び写真の表題
65	ページ番号、図面の表題（坑口の状況が分かる記述を除く。）、縮尺及び凡例（坑口の状況が分かる記述を除く。）
67	ページ番号、図面の表題、縮尺及び凡例
69	ページ番号、図面の表題、写真の表題、写真番号及び縮尺
70	ページ番号、図面の表題、写真の表題、写真番号及び縮尺
73	ページ番号、図面の表題、写真の表題、写真番号及び縮尺
89	ページ番号、図面の表題及び方位
91	ページ番号及び図面の表題
93	ページ番号及び図面の表題
96	ページ番号、図面の表題、写真の表題、写真番号、縮尺、平面図のうち防空壕No.3の市有地部分、平面図のうち防空壕No.3の市有地部分の補足説明、⑨⑩⑫⑬⑯⑰の写真（委託業者の従事者の顔が写る部分を除く。）及び⑨⑩⑫⑬⑯⑰の写真の補足説明
97	ページ番号及び図面の表題
98	ページ番号及び図面の表題

100	ページ番号及び図面の表題
103	ページ番号、図面の表題、縮尺、凡例（坑口の状況が分かる記述を除く。）及び防空壕No. 3の市有地部分
104	ページ番号、図面の表題、縮尺、凡例及び位置平面図のうち防空壕No. 3の市有地部分
105	ページ番号、図面の表題、縮尺、凡例及び位置平面図のうち防空壕No. 3の市有地部分
110	ページ番号及び図面の表題
111	ページ番号、図面の表題、縮尺、方位及び平面図のうち防空壕No. 3の市有地部分
112	ページ番号、図面の表題、方位及び平面図のうち防空壕No. 3の市有地部分
巻末資料	図面の表題
巻末資料	No. 2・No. 3・No. 4防空壕位置平面図のうち縮尺、方位及び防空壕No. 3の市有地部分
巻末資料	防空壕断面位置図のうち縮尺、方位及び防空壕No. 3の市有地部分
巻末資料	防空壕No. 3平面図の市有地部分
巻末資料	防空壕No. 3横断図の市有地部分
巻末資料	防空壕No. 3測点位置図の市有地部分
巻末資料	写真の表題

※ 資料編にはページ番号が付されていないため、資料編のページ番号はすべて巻末資料としている。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年2月16日	・実施機関から諮問書及び弁明書を受理
平成29年3月16日 (第210回第三部会)	・諮問の報告
平成29年3月28日 (第301回第一部会)	
平成29年3月28日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成29年3月28日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年4月4日 (第311回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月22日 (第328回第二部会)	・審議
平成30年1月19日 (第329回第二部会)	・審議
平成30年2月9日 (第330回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成30年2月23日 (第331回第二部会)	・実施機関から事情聴取を実施 ・審議
平成30年3月9日 (第332回第二部会)	・審議
平成30年3月26日 (第333回第二部会)	・審議
平成30年4月13日 (第334回第二部会)	・審議
平成30年4月27日 (第335回第二部会)	・審議
平成30年5月14日 (第336回第二部会)	・審議